

社会福祉法人さとり
役員及び評議員、評議員専任解任委員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人さとり（以下「法人」という。）の定款第8条及び21条、ならびに評議員専任・解任委員会運営細則第6条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員専任解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の理事以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与其他職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費を含む旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の総額及び支給)

第3条 役員並びに評議員、評議員専任解任委員の報酬等の支給は、別表に定める基準並びに総額の範囲で支給する。

- 2 前項に係らず、法人が運営する施設に職員として勤務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員、評議員専任解任委員が、理事会・評議委員会・評議員専任解任委員会に

出席するため、または法人に関する業務・研修等を行う場合に要する費用は、別表のとおりとする。

(改 正)

第5条 この規程に改正については理事会の議決を経たのちに評議委員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年05月31日から施行する

別表

報酬等の範囲	
役員	各年度の報酬総額が 20,000,000 円を超えない範囲とする
評議員	各年度の報酬総額が 400,000 円を超えない範囲とする
評議員専任解任委員	各年度の報酬総額が 400,000 円を超えない範囲とする

常勤の理事	
理事会（役員会）・評議委員会・監事監査等の会議、監査への出席に伴う報酬	なし
理事会（役員会）・評議委員会・監事監査等の会議、監査への出席以外の法人・施設業務の為の出勤に伴う勤務報酬	日額 50,000 円
理事会（役員会）・評議委員会・監事監査等の会議、監査への出席に伴う交通費	1 会議につき 5,000 円
理事会・評議委員会・監事監査等の会議、監査への出席以外の法人・施設業務の為の出勤に伴う交通費	職員就業規則に準じる
その他費用	実費弁償

非常勤の役員	
理事会（役員会）・評議委員会・監事監査等の会議、監査への出席に伴う報酬	なし
理事会（役員会）・評議委員会・監事監査等の会議、監査への出席以外の法人・施設業務の為の出勤に伴う勤務報酬	日額 50,000 円
理事会（役員会）・評議委員会・監事監査等の会議、監査への出席に伴う交通費	1 会議につき 5,000 円
理事会（役員会）・評議委員会・監事監査等の会議、監査への出席以外の法人・施設業務の為の出勤に伴う交通費	実費弁償
その他費用	実費弁償

評議員	
理事会（役員会）・評議委員会・監事監査等の会議、監査への出席に伴う報酬	1 会議につき 10,000 円
理事会（役員会）・評議委員会・監事監査等の会議、監査への出席以外の法人・施設業務の為の出勤に伴う勤務報酬	日額 50,000 円
理事会（役員会）・評議委員会・監事監査等の会議、監査への出席に伴う交通費	なし
理事会（役員会）・評議委員会・監事監査等の会議、監査への出席以外の法人・施設業務の為の出勤に伴う交通費	実費弁償

その他費用	実費弁償
-------	------

評議員専任解任委員	
評議員専任解任委員会への出席に伴う報酬	なし
評議員専任解任委員会への出席に伴う勤務報酬	なし
評議員専任解任委員会への出席に伴う交通費	1 会議につき 5,000 円
評議員専任解任委員会への出席以外の法人・施設業務の為の出勤に伴う交通費	実費弁償
その他費用	実費弁償